

全国公立学校事務長会 表彰規定

- 第 1 条 本会に特に功労があり、尽力したものを表彰する。
- 第 2 条 前条による被表彰者には、表彰状または感謝状を贈呈する。
- 第 3 条 表彰の適正を図るため、表彰審査委員会（以下委員会という）を設ける。
- 第 4 条 委員会は下記の構成とする。
会長・副会長・総務・会計・部長
- 第 5 条 委員会には委員長を置き、会長がこれにあたる。
委員長は委員会を代表する。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 第 6 条 委員会は委員長が招集する。
- 第 7 条 委員会は別表の表彰基準により、それぞれ推薦のあった者について審査する。
- 第 8 条 委員会は委員の半数以上の出席を要し、審査の上、表彰者を決定する。
- 付 則 この規程は昭和54年11月30日から実施する。
この規程は昭和59年11月30日から実施する。
この規程は昭和61年11月30日から実施する。

表 彰 基 準

別表

| 区 分 | 功 労 ・ 功 績 の 内 容 | 表 彰 時 | 選 出 方 法 | 種 別 |
|----------------|------------------------------|-------|----------------------------|--------------------|
| I 一 般 (会員外) | 本会に多大な貢献をされた者 | 随 時 | 会長の推薦による | 感謝状 |
| II 役 員 | 本会のために尽力し、功績顕著な者 | 総会時 | 会長並びに地区代表者の推薦による | 感謝状 (会長) 表彰状 |
| III 会 員 | 本会並びに各都道府県市事務長会のために尽力し功績顕著な者 | 総会時 | 各都道府県市会長の推挙を受け、地区代表者が推薦する。 | 表彰状 |

申し合わせ事項

- 表彰基準Ⅱにあつては、その年度の総会までに本会役員を退任する方。
なお、地区代表副会長の場合で引続き理事として在任するときは理事退任のときとする。
- 表彰基準Ⅲにあつては、都道府県市の事務長会副会長歴があるか、本会として表彰すべき特別な功績があつた方で、その年度の総会までに、事務長を退職（他の部局異動を含む）する方、及び、その年度の末日までに退職予定の方とする。
なお、本項は、過年度についても該当するものとする。